

(県有資産等関係)

(問) 県民に隠している埋蔵金はありませんか？

(答) 県が取り扱うお金については、その年度の予算として計上し、年度終了後には決算を行い、その執行状況を明らかにしていますので、埋蔵金と言われるようなものではありませんが、決算によって剰余金が発生した場合、それぞれの会計できちんと管理し、翌年度予算の貴重な財源として活用しています。

しかしながら、剰余金や未利用地などのあらゆる資産等について、埋蔵金を発掘する、生み出すという気概を持って、聖域なく精査、見直しを行い、活用を図っていきたいと考えています。